

令和8年度宮崎県産材輸出促進事業募集要領

第1 事業の目的

この事業は、県内で加工された製材品（以下「県産製材品」という。）の輸出促進を図るため、木材関連事業者が行う、県産製材品輸出のための国際展示会出展や、高付加価値な製品輸出のための先進的・モデル的な取組を支援します。

第2 募集の内容

1 募集事業の内容

輸出相手国のニーズや規格・基準等に対応した製品開発などの取組、「材工一体」に取り組むパートナーの発掘や木造建築技術者育成などの取組、新たな輸出先の開拓につながる取組等

2 対象経費

対象となる支出経費は以下のとおりとします。

なお、原則として、消費税は補助対象経費として認められませんが、免税事業者である場合など、消費税を補助対象経費に含めることができる場合がありますので、不明な場合はお問い合わせください。

区 分	内 容
謝 金	事業を実施するために必要となる企画、講習会、専門的知識の提供、資料整理、補助、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼（ただし、自社以外の者に支出する経費に限る。）
旅 費	事業に必要な旅費及び費用弁償（原則として、実際に要した経費とする。）
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、資料購入費、修繕料等（ただし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の光熱水費その他の経費は除く。）
役 務 費	通信運搬費、通訳翻訳料、損害保険料、認証申請等の手数料等の経費、販路拡大に向けた市場調査や普及宣伝等の経費、試験・検査費等
委 託 料	広告出稿料、コンサルタント等の委託料、調査・調整、資料作成等の経費、ブース設営委託料
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具、試験器具・機械等の借料及び損料、展示会出展料

※1 汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン・タブレット端末および周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー等）、自転車等）の購入費用は補助の対象外とする。

※2 建物や土地等の不動産取得費、建築物等の施設整備に係る経費は補助の対象外とする。

3 補助金額

補助金額は150万円以内とします。

ただし、申請する補助金の額は、千円単位（千円未満切捨て）とします。

4 事業実施期間

事業実施期間は、補助金交付決定日から令和9年2月26日（金）までとします。

第3 応募にあたっての条件

1 応募者の要件

応募者は、以下の全ての要件を満たすものとします。

- ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業者であること。
- ② 県内に事業所を有し、補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- ③ 県税に未納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

2 応募に当たっての留意事項

- ① 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法・維持管理手法等を用いた結果生じたことに係る責任は全て申請者が負うものとします。
- ② 事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできません。ただし、事業を効率的に行う上で必要と認められる業務については、委託することができるものとします。
- ③ 本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して国、県、市町村などから他の補助金等を受けることはできません。ただし、補助対象となる部分が明確に区分できる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については対象となることのあるものとします。

第4 事業の応募手続き

1 募集期間

募集締め切りは令和8年7月27日（月）とします。ただし、予算の状況によっては、募集期間中に終了する場合又は募集締め切り後に再度募集を行う場合があります。

2 提出書類

以下の書類を作成してください。

- ① 事業実施計画書（宮崎県産材輸出促進事業実施要領 様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 応募者の概要が分かる資料（パンフレット等）

3 提出方法

持参又は郵送により提出してください。郵送した場合は、届いたかどうかの確認を電話にて行ってください。

4 提出先

宮崎県環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 木材利用拡大担当
住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話 0985-26-7156

第5 補助事業者の決定

1 事業の審査

- ① 県は、提出された事業計画書を審査の上、事業計画が適当と認めるときは、予算の範囲内で、補助予定額を内示します。なお、補助対象経費は事業内容等の審査結果に基づき決定されますので、要望額とは一致しないことがあります。
- ② 事業内容の詳細を把握するため、ヒアリングを実施する場合があります。
- ③ 審査結果に対する異議申し立ては受理しません。

2 採択基準

事業の採択基準は、次に掲げるとおりです。

- ① 事業実施者の適格性
 - ・ 本事業の実施に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び対応能力を有すること。
 - ・ 本事業の実施にあたり必要な知識・ノウハウ・経験等を有すること。
- ② 事業内容の妥当性・有効性
県産製材品の輸出拡大に資する内容であり、先導的な取り組みや技術などのモデル性が高いものであること。
- ③ 事業実施計画の妥当性・効率性
事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- ④ 需要側ニーズとの整合性
想定する輸出相手国等における状況・ニーズ等を踏まえた計画であること。
- ⑤ 事業成果とその波及効果
 - ・ 輸出に取り組む品目、国・地域、輸出目標額等（見込み含む）について、具体的な目標が定められていること。
 - ・ 事業成果に波及効果が期待できるものであること。

第6 事業実施に係る留意事項

事業実施に当たっては、次の事項について留意願います。

- ① 事業実施者は、「宮崎県産材輸出促進事業補助金交付要綱」及び「宮崎県産材輸出促進事業実施要領」に基づき事業を実施していただきます。

- ② 事業は、県から補助金交付決定の通知があった後に着手してください。補助金交付決定前に発生した経費については、補助の対象になりません。
- ③ 補助事業において支払う消費税を補助対象として計上する場合には、補助金にかかる仕入控除税額が発生する可能性がありますので、消費税の確定申告において仕入控除税額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る仕入控除税額を報告しなければなりません。
- ④ 事業計画の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ県に報告し指示を受けてください。
- ⑤ 事情の変化により、事業の継続が困難となった場合は、速やかに県に報告し指示を受けてください。
- ⑥ 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間保管してください。

第7 問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室 木材利用拡大担当（担当者：福留、戸田）

電 話 0985-26-7156

F A X 0985-28-1699

メール miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp

様式第2号

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

誓 約 書

令和8年度宮崎県産材輸出促進事業の事業計画書の提出にあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 事業応募の要件を満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。